

公募型プロポーザル実施の公示

2022年8月5日

一般財団法人関西観光本部

次のとおり、公募型プロポーザルの企画提案書の提出を招請します。

1. 事業概要

(1) 事業の名称

令和4年度御食国事業「御食国ブランドストーリー構築および情報発信事業」

(2) 事業の目的

日本の伝統的な食文化である「和食」がユネスコ無形文化遺産に登録されるなど、観光資源として食の重要性が増すなか、和食の発展を支えた「御食国」の淡路、若狭、伊勢志摩と「都」京都の関係者が集い、種々の事業を実施することにより、それぞれの地域の食材や食文化を「御食国ブランド」として確立することを目指している。

2017年度より開始した本取組は、これまでは食材や和食のPRにフォーカスを当てた集客イベントを開催してきたが、今後は2025年の大阪・関西万博を見据え、事務局を一般財団法人関西観光本部（以降、当本部という）に置き、御食国エリアにおける観光情報を国内外へ発信する等、インバウンド施策も含めた観光客の誘客・滞在促進を目的とした事業展開を図っていく。

令和4年度においては、御食国の歴史背景と育まれてきた食文化等について、御食国ブランドストーリーとして整理するとともに、将来的には、旅行商品として販売することができる仕組みの提案と併せて、WEBページを構築する等、今後の情報発信の土台整備を行う。

(3) 事業の概要

ア 御食国資源の素材収集と一覧化

イ スペシャリストチームによるブランド構築のワーキング実施

ウ カスタマーマーケティング調査による方向性検証と再考調査

エ 情報発信プラットフォーム構築

詳細については、添付の募集要領・仕様書に記載

(4) 委託金額の上限

9,250,000円（消費税及び地方消費税の額を含む）

2. 参加資格要件

- (1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しないこと。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する「暴力団」に該当しないほか、第32条第1項各号に掲げる者に該当しないこと。
- (3) 過去に本事業と同規模又は同趣旨の事業の実績があること。

3. 手続等

(1) 担当部局

〒530-0005 大阪市北区中之島2丁目2番2号 大阪中之島ビル7階

一般財団法人関西観光本部 広域観光推進部 担当 加藤

メールアドレス：koiki-sinsei@kansai.or.jp

(2) 応募期間、及び応募方法

ア 応募期間：2022年8月5日（金）から2022年8月19日（金）17:00まで。

イ 応募方法：全書類を下記URLよりダウンロードし、応募申込書は電子メールにて上記（１）に提出のこと。

募集要領 http://kansai.or.jp/wordpress/wp-content/uploads/2022/08/募集要領_mike_k220805.pdf
仕様書 http://kansai.or.jp/wordpress/wp-content/uploads/2022/08/仕様書_mike_k220805.pdf
評価要領 http://kansai.or.jp/wordpress/wp-content/uploads/2022/08/評価要領_mike_k220805.pdf
評価基準 http://kansai.or.jp/wordpress/wp-content/uploads/2022/08/評価基準_mike_k220805.pdf
様式 http://kansai.or.jp/wordpress/wp-content/uploads/2022/08/様式1～5_mike_k220805.docx

※応募申込書は上記期限内の到着分を有効とする。

（３） 企画提案書等の提出期限、提出先及び方法

2022年8月19日（金）17:00までに電子メールと郵送の2つの方法にて提出のこと。

提出先は上記（１）に同じ。募集要領に基づき正本1部（社名あり）・副本5部（社名なし）提出のこと。

※上記提出期限は、データ送付期限を指す。

※別途郵送にて、同部数を提出のこと。

（４） 質疑の受付期間

2022年8月12日（金）17:00まで ※メールでのみ受付

質疑のあった事業者への直接回答、並びに当本部 HP にて順次全て掲載し、閲覧に供する。

閲覧場所 URL：<https://kansai.or.jp/notice.html>

（５） 説明会の日時及び場所等

説明会は行わない。

（６） 企画提案に関するプレゼンテーションの日時

文書審査のみとし、プレゼンテーションは行わない。

4. その他

（１） 手続きにおいて使用する言語及び通貨：日本語及び日本国通貨に限る。

（２） 関連情報を入手するための照会窓口：上記3.（１）に同じ。

（３） 企画提案書等の作成及び提出に要する費用は、企画提案者側の負担とする。

（４） 選定委員会に提出された提案書は、当該提案者に無断で二次的な使用は行わない。

（５） 提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書を無効とする。

（６） 特定した提案内容については、国等の行政機関の情報公開法に基づき、開示請求があった場合、あらかじめ「開示」を予定している書類とする。

（７） 企画競争の実施結果として、以下の項目について、特定通知後速やかに公表し、公表の翌日から1年間は公表することとする。

ア 相手方を決定した日

イ 候補者の名称

ウ 評価基準

エ 参加者名称（候補者を含む）

オ 審査結果（評価項目ごとの選定委員の評価点の合計）

※参加者（候補者を含む）の名称は五十音順で表記し、審査結果は総合点の点数順で表記する。

※参加者が2者の場合、次点者の得点は公表しない。

※審査結果は、参加者の名称が特定されないように記載する。

（８） 事業の詳細は募集要領による。

以上